修理業者へ渡してください。

「令和８年熊本地震」により被災された方からブルーシート展張等の緊急の修理を依頼された修理業者の皆様へ

○災害救助法に基づく「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」とは

発災直後に、災害によって屋根や外壁等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないように、ブルーシートの展張等の緊急措置を行うものです。

○対象者

準半壊以上（相当）の住家被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者。※住家のみを対象とし、空家、物置、倉庫、駐車場等は対象とならない。

○基準額

１世帯あたり 56,400 円以内（消費税込み）

※同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に緊急の修理のため支出できる費用の額は、１世帯当たりの額以内とします。

※なお、それぞれの世帯が住民登録をしている（それぞれの世帯に罹災証明書が交付される）場合には、緊急の修理のため支出できる費用の額は、それぞれの世帯に対し、１世帯当たりの額以内とする。

○手続きの流れ

※裏面の「図１－２」を参照してください。

(1) 修理内容の説明及び見積書作成

被災者と打ち合わせを行い、制度を利用し修理することになった場合は見積書（任意様式）を作成し、被災者の方にお渡しください。

(2) 修理

被災者の方から申し込みがありましたら、市町村から修理依頼（様式第３号）を行います。依頼がありましたら修理を実施してください。修理の際には、必ず修理前及び修理後の写真を撮影していただきますようお願いいたします。

(3) 完了報告

修理が完了したら速やかに完了報告書等（様式第５号の１）（様式第５号の２）及び請求書（任意様式）を市町村にご提出ください。

※本制度に係る修理分の費用（56,400 円以内）は、被災者の方が負担する分を除き被災者の方から受け取らないようにしてください。

図１－２

災害救助法に基づく住宅の応急修理

「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」

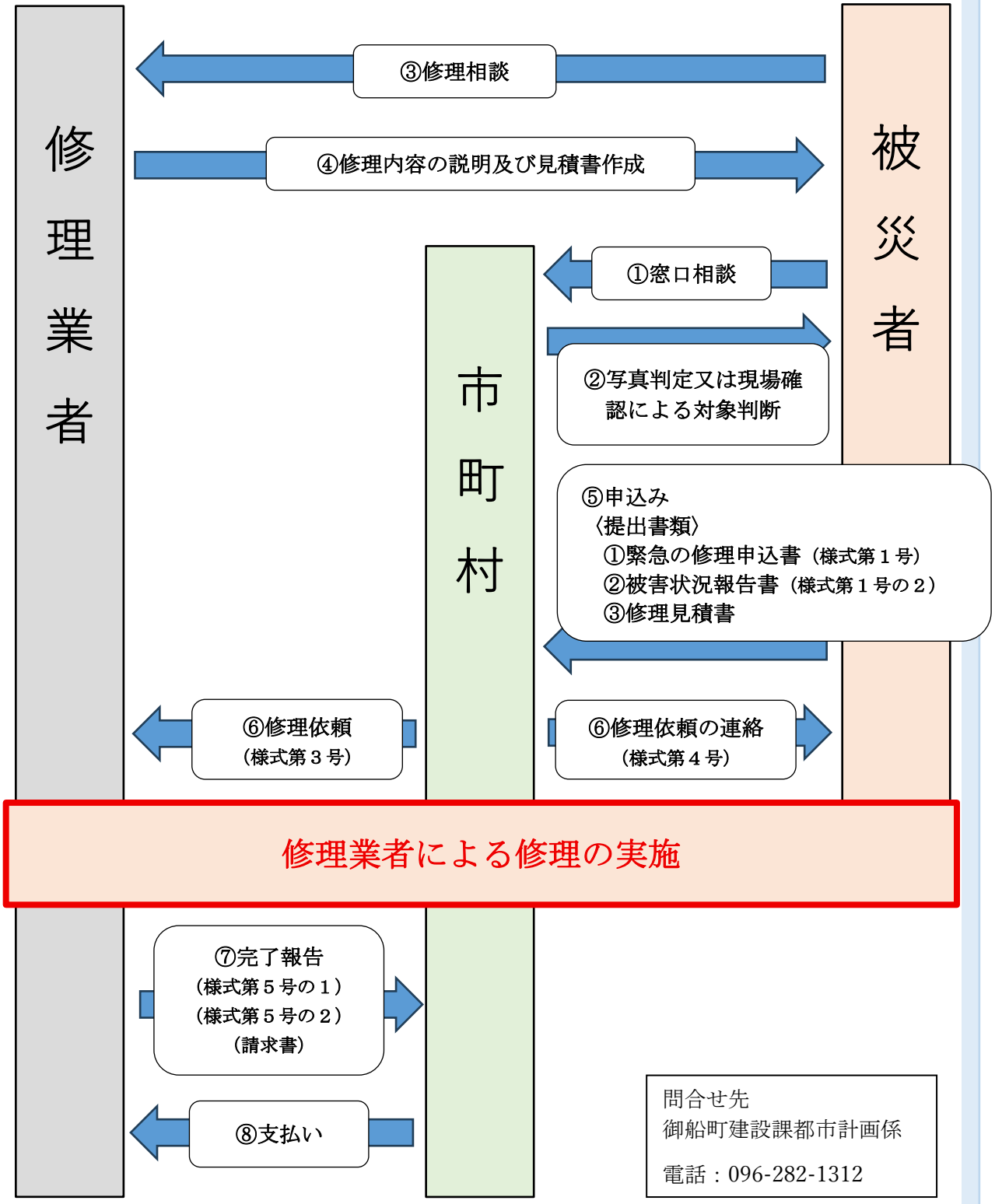

問合せ先
御船町建設課都市計画係
電話：096-282-1312